

答 申 書

刈谷市特別職報酬等審議会

1 はじめに

本審議会は、令和6年10月4日に、市長から特別職の給料及び市議会議員の報酬の額について諮問を受けた。

本市における特別職の給料の額は、本審議会の答申の結果に基づき、近年では、平成22年12月1日及び平成25年4月1日と連続して減額し、平成26年は地域手当の引上げを考慮して据え置き、平成28年は一般職の改定状況に鑑み、引上げとし、平成29年4月1日から適用した。そして、平成30年から前回の令和4年までは一般職の改定状況や現行の給与水準を考慮し、据置きとしている。

議員報酬の額は、特別職と同様に平成22年12月1日及び平成25年4月1日と連続して減額したものの、平成26年は特別職の地域手当の引上げによる年収額の増額を考慮し、また、平成28年は特別職との均衡の観点から、いずれも引上げとなり、平成30年から前回の令和4年までは据え置きとし、現在に至っている。

さて、我が国における社会・経済情勢としては、政府の月例経済報告によると、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されるとされ、政府は、経済財政運営に当たっては、デフレ脱却を確かなものとするため、「経済あつての財政」との考え方に立ち、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」を実現していくとしている。

また、人事院の国家公務員に対する給与勧告は、令和4年から本年まで3年連続で月例給、賞与共に引上げという内容であり、特に本年は、民間給与の状況を反映して約30年ぶりとなる高水準のベースアップとされ、民間の賃金水準が着実に上昇していることがうかがえる。

このような中、本市における財政状況を見ると、給与所得等の増加や企業業績の好調を受け、市税収入は堅調に推移すると見込むものの、社会保障費などの経常経費の増加や、JR刈谷駅の総合改善、南北縦貫道路の整備、魅力ある公園づくりに向けた事業の着手などの計画的な大型事業の推進のほか、デジタル化などの社会変容への対応に、多額の財政需要が見込まれ、さらには法人市民税の推移に関しても、為替相場や海外経済の下振れのリスクなど不透明な要素があることにも留意する必要がある。

本審議会は、このような社会・経済情勢や諮問の趣旨を十分に認識した上で、

本市の財政状況や市民感情などに配慮しつつ、県内他市の状況、本市と人口規模や産業構造が類似する県外他市の状況、人事院の給与勧告の推移、議員の活動状況などの資料に基づき、忌憚のない意見交換を行い、厳正、公正、中立の立場から慎重に審議を行った。

2 特別職の給料について

市長は、市の最高責任者として社会情勢や市民ニーズの変化に対応し、効率的で質の高い行政サービスを提供するとともに、健全財政の維持に努めながら本市の将来を見据えた施策を積極的に推進している。副市長は市長を補佐し、行政実務を統括する重大な責務を果たしており、教育長は教育行政の第一義的な責任者として市長と連携し、特に学校現場が抱える複雑かつ多様な課題に対応している。

市長を始めとする特別職の給料の額は、より高度化する職務とその責任にふさわしい額とする必要がある。

様々な意見の中で審議した結果、主な根拠として令和5年及び本年の人事院勧告における国家公務員の指定職の月例給が2か年とも引上げ改定されている点が挙げられ、今回については、引上げが妥当であるとの意見で一致した。また、その引上げ幅については、令和5年の人事院勧告における指定職俸給表の引上げ率0.3%と、本年の引上げ率1.1%の積み上げとなる1.4%が妥当であると考え、特別職の給料の額は、以下のとおりに引き上げることが妥当であると判断した。

- | | | | |
|--------------|-------------------|-----|--------------------|
| (1) 市長の給料月額 | 1, 0 2 5, 0 0 0 円 | (現行 | 1, 0 1 1, 0 0 0 円) |
| (2) 副市長の給料月額 | 8 4 0, 0 0 0 円 | (現行 | 8 2 8, 0 0 0 円) |
| (3) 教育長の給料月額 | 7 2 1, 0 0 0 円 | (現行 | 7 1 1, 0 0 0 円) |

なお、改定の時期については、令和7年4月1日とすることが妥当であると考ええる。

3 議員報酬について

議員は、市長等の特別職とは異なり非常勤ではあるものの、市民を代表する自治立法機関である市議会を構成し、本市の意思決定を担う重要な役割を果たしている。その活動範囲は、議案の議決はもとより、市政調査、政策立案、市の執行

機関の行政運営の監視等広範かつ多岐にわたっている。また、日常的に、調査研究、市民要望の相談、各種行事への参加など精力的な議員活動を展開している。議員報酬の額は、これらの議員活動を保障し、また一層充実させるため、その職務と職責にふさわしい額とする必要がある。

様々な意見の中で審議した結果、引上げを妥当とした特別職との均衡を失しないようにすることを考慮し、特別職と同様に引上げ率1.4%が適当であると考
え、議員報酬の額は、以下のとおりに引き上げることが妥当であると判断した。

- (1) 議長の報酬月額 598,000円（現行 590,000円）
- (2) 副議長の報酬月額 556,000円（現行 548,000円）
- (3) 議員の報酬月額 494,000円（現行 487,000円）

なお、改定の時期については、特別職と同様、令和7年4月1日が適当であると考える。

4 おわりに

特別職の給料及び議員報酬の額の改定に当たっては、上記のとおり引上げが適当であると判断した旨、答申する。なお、引上げ幅に関しては人事院勧告の指定職の改定率を根拠とすることとしたが、一方で、一定の民間企業が国内のインフレ率よりも高い賃上げを実施している状況等も根拠となり得るとの意見があったことを付記する。

市長を始めとする特別職は、極めて高度な判断力と強い統率力が要求され、その職務は広範で複雑多岐にわたり、かつ内容も一層高度・専門化していくことが予想される。その中で市民意識調査の結果からは、住みごこちや居住意向、市政への満足度において高い評価が得られていることから、今後も人口減少問題を始め少子高齢化や物価高騰など自治体を取り巻く行政課題に対し、引き続き積極的な対応が期待される場所である。

議員にあっては、複雑かつ多様化する市民ニーズの的確な把握に努め、市政に反映されてきたところであるが、活動状況や貢献度によって報酬額を変動させるといった成果給的な考え方を導入しても良いのではないかと、との意見があった。今後とも、高い倫理観と公平性を保持し、市民の福祉の増進や魅力あるまちづくりをめざして活躍されることを期待するものである。

最後に、市長、副市長、教育長及び議員に対し、より効率的・効果的な市政運営と市議会活動を通じ、市長のスローガンにも掲げられているように「日本一安心安全なまち刈谷＋にぎわい」の実現をめざし、市民に愛され、「住みたい」、「住み続けたい」、「訪れてみたい」と市内外の人から選ばれる魅力的なまちであり続けられるよう、なお一層、精励されることを期待する。